

◎佐賀県条例第5号

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
<p><b>第3条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p> <p><b>別表第1（第3条関係）</b> 常勤の職員の給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: right;"><u>760,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額（円）	略		教育長	<u>760,000</u>	略		<p><b>第3条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p> <p><b>別表第1（第3条関係）</b> 常勤の職員の給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: right;"><u>810,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額（円）	略		教育長	<u>810,000</u>	略	
職名	給料月額（円）																
略																	
教育長	<u>760,000</u>																
略																	
職名	給料月額（円）																
略																	
教育長	<u>810,000</u>																
略																	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。